

# 警察行政手続のオンラインシステムによる 自動車運転代行業の届出方法の変更

## 【変更前】

## 《利用可能手續》

### • 变更届

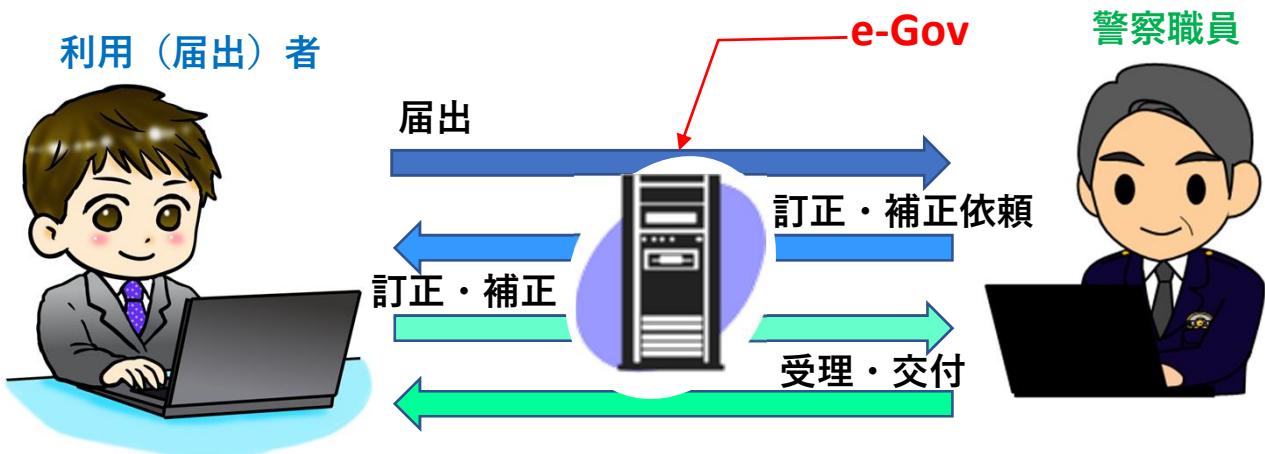


※ 利用者と受付者の相互通信機能がないため  
届出書の訂正、添付書類の不備については、  
窓口まで行くケースあり。

変更後（令和7年12月15日以降）

## 《利用可能手續》

①変更届 ②廃業等届出



※ 利用者と受付者の相互通信により、訂正（補正）や、添付書類の追加などがオンライン上で可能になります。

※ 千葉県では、手数料納付が必要な認定申請については手数料の納付が完了した段階で正式な申請として取扱います。

※e-Gov ～デジタル庁が運営するポータルサイト（電子申請サービス）